

しおり約款閲覧コード

1016200902

ガン保険(07)

太陽生命のガン保険

ガンアタッカー

— 自動更新用 —

ご契約のしおり・約款



2020年9月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「[太陽生命保険株式会社](#)」を、「支社」とあるのは「[太陽生命支社](#)」を、また「本社」とあるのは「[太陽生命本社](#)」をさします。
- ◆約款(特約条項)の正式名称には「(07)」の数字がついていますが、
当冊子においては読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、ご契約を更新いただきありがとうございます。

後日当社で委託した専門の業務士((株)審調社)等がご自宅等にお伺いさせていただき、ご契約の同意等について、確認させていただく場合がございます。

なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。

その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、ご契約の同意、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
3. 自動更新日の1ヵ月後位にお伺いすることもあります。

なお、契約確認に要する時間は約15分です。

健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

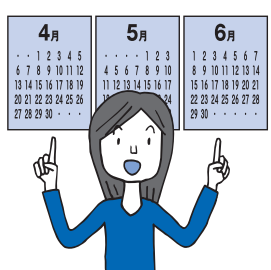
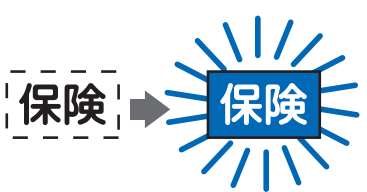
ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

保険用語について 知りたい 主な保険用語のご説明 1 ページ 	保険の特長や しくみを知りたい 特長としくみ 4 ページ 	給付金等の 請求について知りたい 給付金・保険金などの請求 5 ページ 
どういう場合に給付金等 が支払われるか知りたい 給付金・保険金などのお支払い 10 ページ 	保険料のお払い込みの 免除について知りたい 保険料のお払い込みの免除 14 ページ 	給付金等が支払われない 場合について知りたい 給付金・保険金などをお支払いで きない場合など 15 ページ 
保険料の払込方法に ついて知りたい 保険料の払込方法について 29 ページ 	保険料の払込猶予期間と 失効について知りたい 払込猶予期間とご契約の効力につ いて 29 ページ 	効力を失った保険を もとに戻したい 効力を失ったご契約の復活につ いて 30 ページ 

契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

32 ページ



給付金等にかかる 税金について知りたい

給付金・保険金などの
税法上のお取扱い

35 ページ



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
はじめに	
【1】今回満了するご契約を自動更新するに際してのご注意点	3
特長としくみ	
【1】特長としくみ	4
給付金・保険金などの請求	
【1】給付金・保険金などの請求方法	5
【2】代理請求について	8
給付金・保険金などのお支払い	
【1】主契約の保障内容	10
【2】特約の保障内容	11
【3】給付金・保険金などのお支払いの際の保険料精算について	12
保険料のお払い込みの免除	
【1】保険料のお払い込みを免除する場合	14
給付金・保険金などをお支払いできない場合など	
【1】給付金・保険金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合	15
【2】お支払いできない場合などの事例	18
自動更新に際して	
【1】当社の生命保険募集人の権限	20
【2】保険証券について	20
【3】告知に関するご注意点について	20
【4】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	21
【5】個人情報のお取扱いについて	21
【6】本人特定事項等の確認について	22
【7】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	23
【8】当社の組織形態および株式会社の運営について	25
【9】「生命保険契約者保護機構」について	26
ご契約後について	
【1】保険料の払込方法について	29
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	29
【3】効力を失ったご契約の復活について	30
【4】契約者配当金について	30

【5】受取人・住所などの変更や証券紛失	30
【6】ご解約と解約払戻金について	32
【7】受取人によるご契約の継続について	33
【8】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について	33

税金について

【1】生命保険料控除について	34
【2】給付金・保険金などの税法上のお取扱い	35

免責事由一覧

【1】給付金をお支払いできない場合	37
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合	37

全国支社一覧	75
--------------	----

約款

ガン保険(07)普通保険約款

1. 会社の責任開始期	39
2. 保険金および給付金の支払	40
3. 保険料の払込免除	43
4. 保険料の払込	44
5. 保険料の前納	45
6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	45
7. 保険契約の復活	45
8. 保険契約の取消または無効	46
9. 告知義務および保険契約の解除	46
10. 解約	48
11. 保険契約内容の変更	48
12. 払戻金	48
13. 保険契約の更新	48
14. 保険契約者または死亡保険金受取人の変更	49
15. 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者	49
16. 保険契約者の住所または集金場所の変更	50
17. 被保険者の業務、転居および旅行	50
18. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	50
19. 契約者配当金	50
20. 時効	51
21. 契約内容の登録	51

もくじ

22. 管轄裁判所	51
23. デビットカードによる保険料等の払込	52
24. 他の保険契約から更新する場合の特則	52
25. 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約から更新する場合の特則	52
26. 遺言による死亡保険金受取人の変更	52
27. 給付金等の受取人による保険契約の存続	52
28. 年払および半年払の保険契約における取扱	53
29. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	53
女性特定ガン特約(07).....	61
指定代理請求特約.....	68
保険料口座振替扱特約.....	70

主な保険用語のご説明

あ行

受取人

(うけとりん)

給付金・保険金などを受け取る人をいいます。

例：入院給付金の受取人は被保険者
死亡保険金の受取人は契約者が指定した人

か行

解約払戻金

(かいやくはらいもどしきん)

解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

ガン責任開始期

(がんせきにんかいしき)

ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン退院給付金およびガン死亡保険金ならびにがんを原因とする保険料の払込免除に対する保障が開始される時（契約日から起算して 90 日を経過した時）をいいます。
なお、ガン責任開始期後に復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期をいいます。

給付金

(きゅうふきん)

被保険者ががんと診断確定されたとき、がんにより入院されたとき、またはがんにより手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。

契約応当日

(けいやくおうとうび)

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日をさします。

契約者配当金

(けいやくしゃはいとうきん)

決算により生じた利益から、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

契約日

(けいやくび)

通常はこのご契約に初めてご加入された際の保障が開始された日をいいます。

更新年齢

(こうしんねんれい)

被保険者の年齢は更新日時点での満年齢で計算し、1 年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。

例：24 歳 7 ヶ月の被保険者の更新年齢は 24 歳となります。

告知義務と告知義務違反

(こくちぎむとこくちぎむいはん)

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていたことが、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行

失効

(しつこう)

保険料お払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

自動更新

(じどうこうしん)

ご契約が満了されたとき、被保険者の健康状態にかかわらず、原則として更新前と同様の保障内容で、ご契約が自動的に更新されることをいいます。

さ行	
主契約と特約 (しゅけいやくととくやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。 主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、更新契約の場合、責任開始日は、通常、契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の給付金・保険金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料のなかから当社が積み立てておく準備金のことをいいます。

は行	
払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知等が必要になります。
保険期間 (ほけんきかん)	更新日から保障が満了するまでの期間をいいます。
保険金 (ほけんきん)	被保険者が、がんにより死亡されたときにお支払いするお金のことです。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の給付金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険料 (ほけんりょう)	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいた場合には、契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したものです。

はじめに

【1】今回満了するご契約を自動更新するに際してのご注意点

- 「太陽生命のガン保険 ガンアタッカー」は、保険期間満了日の2週間前までに、更新しない旨のお申し出がないかぎり、被保険者の更新年齢が満70歳以下であれば、健康状態にかかわらず保険期間満了日の翌日（以下「更新日」）に自動的に更新されます。
- 更新後のご契約は、原則として、引き続き更新前と同一内容で自動更新されます。
- 給付金および保険金のお支払いならびに保険料の払込免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢・性別・保険料率等により計算しますので、保障を同一とした場合、通常、保険料は上がります。
- 自動更新の場合のガン責任開始期のお取扱いについて
約款第2条において下記の給付金・保険金のお支払い等については、ガン責任開始期（*）から保険契約上の責任を負うと記載されていますが、自動更新の場合は、更新前と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いますので、90日間の不担保期間はありません。（更新後、90日以内であってもお支払事由に該当すれば、給付金等をお支払いします。）

- | | |
|----------|-------------------|
| ○ガン診断給付金 | ○ガン死亡保険金 |
| ○ガン入院給付金 | ○がんを原因とする保険料の払込免除 |
| ○ガン手術給付金 | |

※女性特定ガン特約についても同様の取り扱いとなります。

（*）「ガン責任開始期」とは、契約日から起算して90日を経過した時。
その後、復活した場合は最後の復活時のことをいいます。

！ご注意

- ガン責任開始期までの間に、がんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないにかかわらず、保険契約は無効（復活の場合は、復活は無効）となります（自動更新もできません）。
もし、上記に該当される場合は、すみやかに当社へお知らせください。
- つぎのいずれかに該当する場合などは、更新することができません。
 - ・保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - ・更新日における被保険者の年齢が、当社所定の範囲をこえるとき
- 更新時にお取り扱いできる商品の内容は更新前の商品の内容と異なる場合があります。
- 上記の内容は2020年9月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

参照 48 ページ

ガン保険 (07) 第 25
条第 11 項

参照 46 ページ

ガン保険 (07) 第 16
条

特長としくみ

【1】特長としくみ

1. 販売名称

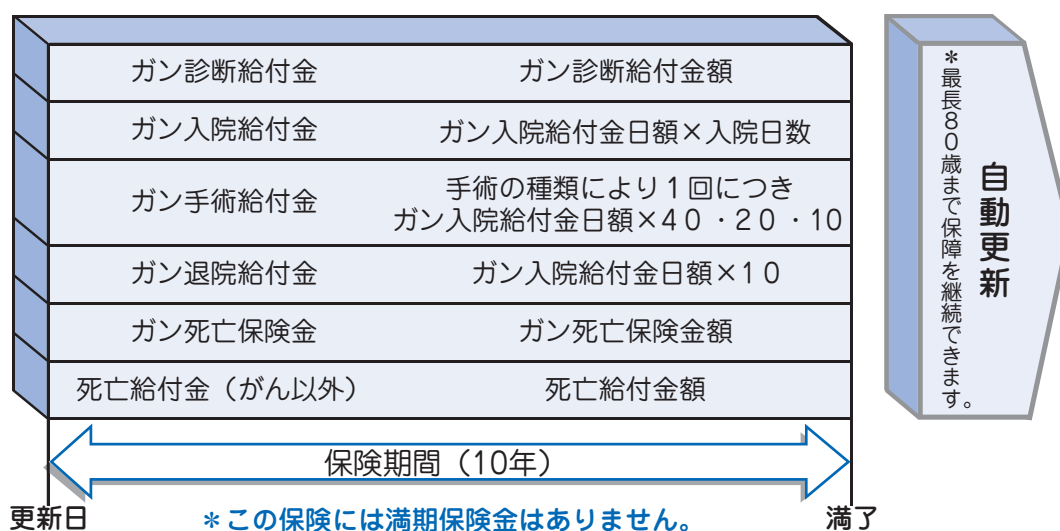
- この保険の正式名称は、ガン保険(07)です。販売にあたり「太陽生命のガン保険 ガンアタッカー」と呼んでおります。

※この保険は、新契約としてのお取扱いはありません。

2. 特長

- この保険は、がんに罹患された場合の医療保障とご家族の経済的負担の軽減を目的として設計されたものです。

しくみ図



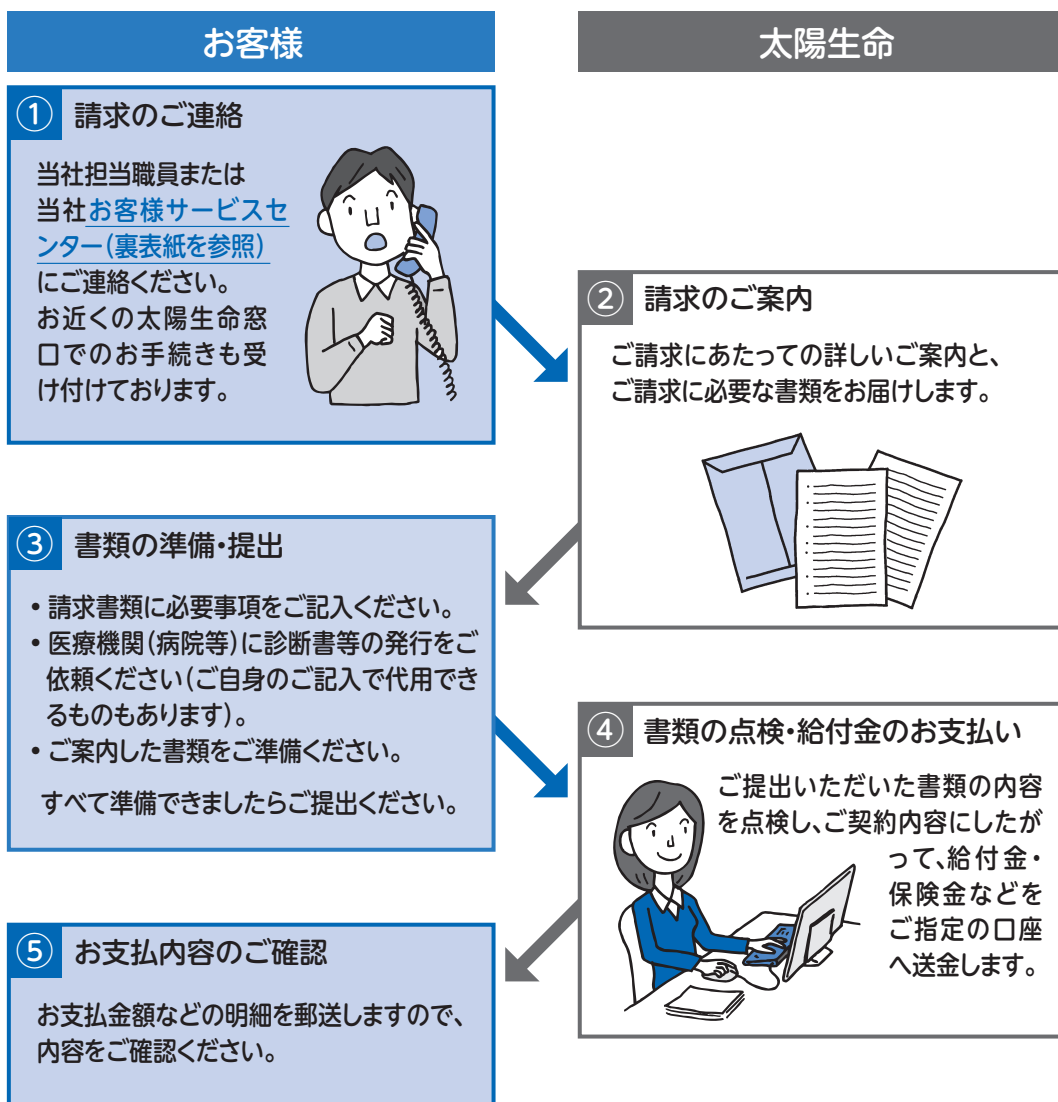
給付金・保険金などの請求

【1】給付金・保険金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が亡くなられたり、がんで入院・手術などされた場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
- 給付金・保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、給付金・保険金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

●ご請求のイメージ



お願い

- 給付金・保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金・保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

2. ご連絡をいただく前の確認

- 「保険証券」をご用意ください。

3. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

4. お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、給付金・保険金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。

※詳しくは、「給付金・保険金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照 15 ページ

給付金・保険金などをお支払いできない場合など

5. お支払いなどのご確認について

- 給付金・保険金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除のご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

6. 給付金・保険金などのお支払時期について

- 給付金・保険金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日から起算して、5営業日（*2）以内にお支払いします。

（*1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（*2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（2020年9月現在）

・土曜日・日曜日

・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは給付金・保険金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して給付金・保険金などをお支払いする場合には、遅延利

息を付けてお支払いします。

給付金・保険金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1)給付金・保険金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要とき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を給付金・保険金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は給付金・保険金などのお支払いはいたしません。

※保険料のお払い込みの免除の請求についても、上記と同様のお取扱いとなります。

※詳しくは、ガン保険(07)の「保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 給付金・保険金などのお支払い、保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

7. 給付金・保険金などの請求に関して訴訟となった場合

- 給付金・保険金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

※保険料のお払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

！ご注意

●時効について

保険金・給付金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照 51 ページ

ガン保険 (07) 第 36 条

【2】代理請求について

1. 指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が給付金・保険金などを請求できないつぎのような特別な事情（※）があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が給付金・保険金などを請求できます。

参照 68 ページ

指定代理請求特約

（※）請求できない特別な事情

- ・傷害または疾病により給付金・保険金などの請求を行う意思表示が困難であること
- ・傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）

代理請求の対象となる給付金・保険金など	指定代理請求人の範囲
・被保険者が受け取る給付金・保険金など ・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込免除	給付金・保険金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方（※） (3) 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（※） (4) (2) および (3) に掲げる方と同等の特別な事情がある方（※）

（※）給付金・保険金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金・保険金などの受取人等のために給付金・保険金などを請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかざります。

- ・指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・指定代理請求特約を付加した場合、主契約および他の特約による代理請求に関する規定は適用しません。
- ・指定代理請求特約は、中途付加することができます。
- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・指定代理請求人は、給付金・保険金などの請求時にも上記の指定可能な方の範

困を満たしている必要があります。

- ・指定代理請求特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更された場合には、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ・指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や給付金・保険金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類を提出いただきます。

2. 指定代理請求特約が付加されていない場合

- 指定代理請求特約を付加されていない場合でも、約款・特約条項に定める代理人による代理請求を取り扱います。

ガン診断給付金、ガン手術給付金、ガン入院給付金およびガン退院給付金の受取人が被保険者の場合で、被保険者がこれらの給付金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの方が必要書類（ガン保険(07)別表8「請求書類」）および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。

- ・ 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族

※女性特定ガン特約の給付金についても同様に取扱います。

！ ご注意

- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき給付金・保険金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、給付金・保険金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - ・故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - ・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - ・故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - ・故意に保険契約者を保険料の払込免除の請求ができない特別な事情に該当させた者

参照 42 ページ

ガン保険 (07) 第 6 条など

参照 58 ページ

ガン保険 (07) 別表 8

給付金・保険金などのお支払い

【1】主契約の保障内容

ガン保険 (07)

●保障内容

支払事由	お支払いする給付金・保険金 (支払金額)	受取人
被保険者ががん（＊１）と診断確定されそのがんにより入院を開始されたとき	ガン診断給付金 (ガン診断給付金額)	被保険者 (＊４)
被保険者ががん（＊１）の治療を直接の目的として入院されたとき	ガン入院給付金 (ガン入院給付金日額 ×入院日数)	
被保険者ががん（＊１）の治療を直接の目的として所定の手術（＊２）を受けられたとき	ガン手術給付金 (ガン入院給付金日額 ×40・20・10)	
被保険者がガン入院給付金の支払われる入院を継続して20日以上し、生存して退院されたとき	ガン退院給付金 (ガン入院給付金日額×10) (＊３)	
被保険者ががん（＊１）を直接の原因として、死亡されたとき	ガン死亡保険金 (ガン死亡保険金額)	死亡保険金 受取人
被保険者ががん（＊１）以外の事由により死亡されたとき	死亡給付金 (死亡給付金額)	

（＊１）対象となるがんについてはガン保険(07)別表１「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

（＊２）対象となる手術の種類および給付倍率については、ガン保険(07)別表４「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。

同時に２種類以上の手術を受けられた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか１種類の手術についてのみ、ガン手術給付金をお支払いします。

（＊３）ガン退院給付金をお支払いした場合、その退院日の翌日から起算して180日以内に開始したガン入院給付金の支払事由に該当する入院については、ガン退院給付金の支払対象になりません。

（＊４）保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人の場合は、保険契約者とします。

参照 54 ページ

ガン保険 (07) 別表
1

参照 55 ページ

ガン保険 (07) 別表
4

！ ご注意

- ガン診断給付金、ガン手術給付金、ガン退院給付金については、お支払回数・金額の限度はありません（手術については一部60日に1回を限度とするものがあります）。また、ガン入院給付金については、1回の入院の支払日数および通算支払日数の限度はありません。ただし、ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から起算して2年以内にガン診断給付金のお支払事由に該当しても、ガン診断給付金はお支払いできません。
- がんによる給付金・保険金のお支払いは、ガン責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする場合に限りします。

【2】特約の保障内容

女性特定ガン特約 (07)

この特約を付加してご契約されますと、つぎのような事由が発生した場合、給付金をお支払いします。

● 保障内容

支払事由	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が女性特定ガン（*1）と診断確定されそのがんにより入院を開始されたとき	女性特定ガン診断給付金 (主契約のガン診断給付金額)	被保険者 （*3）
被保険者が女性特定ガン（*1）の治療を直接の目的として入院されたとき	女性特定ガン入院給付金 (主契約のガン入院給付金日額 ×入院日数)	
被保険者が女性特定ガン（*1）の治療を直接の目的として手術（*2）を受けられたとき	女性特定ガン手術給付金 (主契約のガン入院給付金日額 ×40・20・10)	

（*1）対象となる女性特定ガンについては、女性特定ガン特約(07) 別表1「対象となる女性特定ガン」をご覧ください。

（*2）対象となる手術の種類および給付倍率については、ガン保険(07) 別表4「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。

同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、女性特定ガン手術給付金をお支払いします。

（*3）保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人の場合は、保険契約者とします。

参照 66 ページ

女性特定ガン特約
(07) 別表 1

参照 55 ページ

ガン保険 (07) 別表
4

！ ご注意

- 女性特定ガン診断給付金、女性特定ガン手術給付金については、お支払回数・金額の限度はありません（手術については一部60日に1回を限度とするものがあります）。また、女性特定ガン入院給付金については、1回の入院の支払日数および通算支払日数の限度はありません。ただし、女性特定ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から起算して2年以内に女性特定ガン診断給付金のお支払事由に該当しても、女性特定ガン診断給付金はお支払いできません。
- 給付金のお支払いは、この特約のガン責任開始期以後に診断確定された女性特定ガンを直接の原因とする場合に限りま。
- この特約の中途付加は取扱いません。
- 解約などにより、主契約が消滅したときは、女性特定ガン特約は消滅します。

指定代理請求特約

- 被保険者が給付金・保険金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が給付金・保険金などを請求することができる指定代理請求特約を付加することができます。詳しくは「給付金・保険金などの請求」の「【2】代理請求について」をご覧ください。

参照 8 ページ

代理請求について

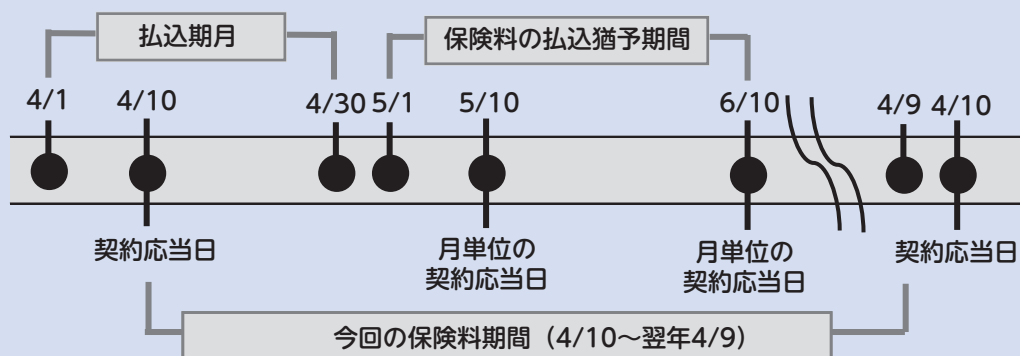
【3】給付金・保険金などのお支払いの際の保険料精算について

毎回お払い込みいただく保険料は、以下の「保険料期間」に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

● 保険料期間

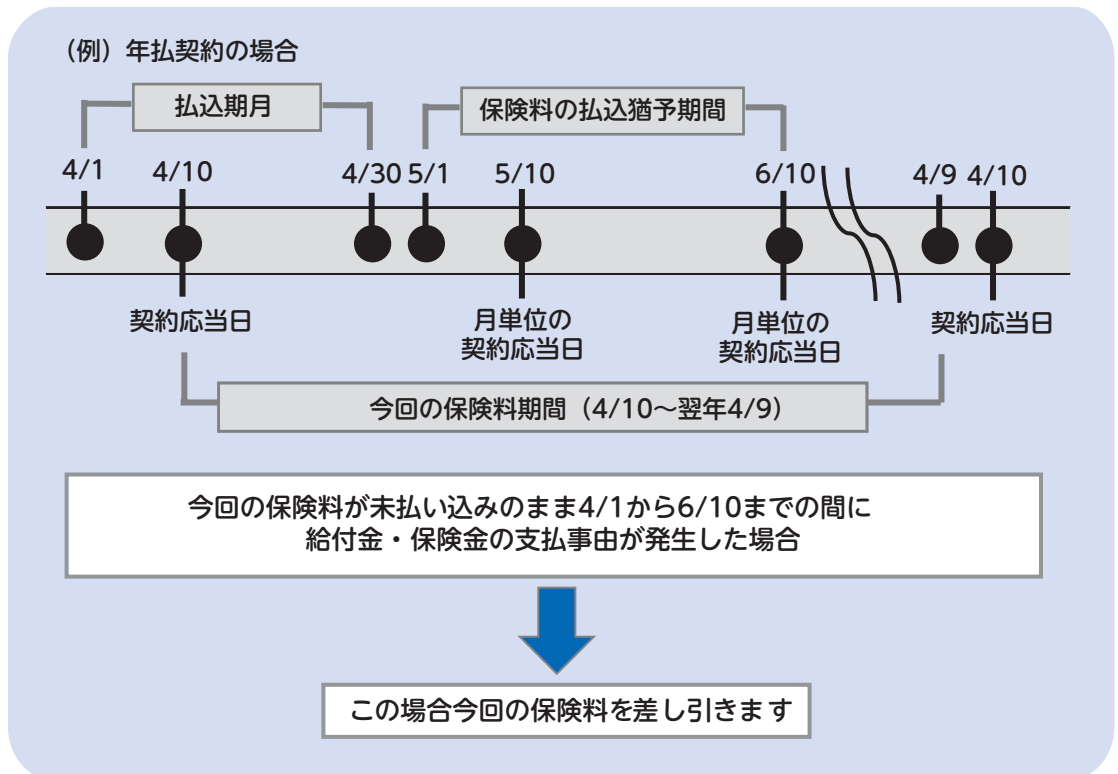
払込方法	保険料期間
年払	年単位の契約応当日からその1年後の契約応当日の前日まで

(例) 年払契約の場合



したがって、給付金・保険金などの支払事由が発生した日の属する保険料期間の保険料が払い込まれていない場合には、その未払込保険料をお支払いする金額から差し引かせていただきます。

- ・お支払いする金額が未払込保険料より少ないときは、猶予期間内に保険料を払い込んでください。
- ・保険料払込免除事由が発生した場合は、未払込保険料のお払い込みが必要になります。



保険料のお払い込みの免除

【1】保険料のお払い込みを免除する場合

- 被保険者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。
 - ・契約日（復活日）以後の傷害またはがん以外の疾病を原因として、ガン保険(07)別表6「保険料の払込免除の対象となる高度障害状態」に該当された場合
 - ・ガン責任開始期以後に診断確定されたがんを原因として、ガン保険(07)別表6「保険料の払込免除の対象となる高度障害状態」に該当された場合
 - ・契約日（復活日）以後に発生した不慮の事故により、その事故の日から180日以内に、ガン保険(07)別表7「保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態」に該当された場合

参照 56 ページ

ガン保険 (07) 別表
6・7

給付金・保険金などをお支払いできない場合など

【1】給付金・保険金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

給付金・保険金などのお支払いや保険料のお払い込み免除は、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように給付金・保険金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みが免除できない場合があります。

1. 支払事由や保険料の払込免除事由に該当しない場合

- 給付金・保険金などのお支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ◆「ガン入院給付金」のお支払事由に該当しない入院の例

- ・がん以外の病気を原因とする入院をしたとき
- ・ガン保険(07)別表2に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

- ◆「ガン手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例

- ・がん以外の病気の治療を目的とする手術をしたとき
- ・ガン保険(07)別表4の「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術のいずれにも該当しない手術を受けたとき

- ◆「ガン死亡保険金」のお支払事由に該当しない例

- ・がん以外を直接の原因として死亡されたとき

2. 支払事由に該当しても給付金をお支払いできない場合など

- 支払事由に該当しても給付金をお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・約款に規定された免責事由（給付金を支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

3. 責任開始期前にがんと診断確定されていた場合

- ガン責任開始期前にがんと一度でも診断確定されていた場合には、ご契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずこの契約（復活）は無効とし、給付金等はお支払いしません（保険料のお払い込みも免除しません）。

また、告知の際、その事実（被保険者ががんと診断確定されていたこと）を契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合は、すでに払い込まれた保険料について、お返ししません。

参照 55 ページ

ガン保険 (07) 別表
2

参照 55 ページ

ガン保険 (07) 別表
4

参照 37 ページ

免責事由一覧

参照 46 ページ

ガン保険 (07) 第 16
条

4. 責任開始期前の傷害・がん以外の疾病を原因とする場合

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前の傷害・がん以外の疾病を原因とする場合、所定の高度障害状態に該当しても、保険料のお払い込みを免除しません。（ガン責任開始期前のがんを原因として所定の高度障害状態に該当した場合も、主契約・特約が無効となるため、保険料のお払い込みを免除しません。）

ただし、原因となった傷害やがん以外の疾病が責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害またはがん以外の疾病によるものとみなして取り扱います。

- ・ご契約者または被保険者がその傷害またはがん以外の疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
- ・原因となったその傷害またはがん以外の疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
※異常の指摘について、時期は問いません。
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害またはがん以外の疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

5. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、給付金・保険金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。（復活時のお取り扱い）

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき
※ただし、告知義務違反の対象になった原因と給付金・保険金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、給付金・保険金などをお支払いします。

6. 重大事由による解除の場合

- 重大事由による解除により、給付金・保険金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ①ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
- ②受取人に給付金・保険金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき

参照 46 ページ

ガン保険 (07) 第 19 条

参照 47 ページ

ガン保険 (07) 第 21 条

⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、給付金・保険金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は給付金・保険金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、給付金・保険金などの受取人が複数の場合、給付金・保険金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた給付金・保険金などを除いた額を、他の受取人に支払います）。当社は、すでに給付金・保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金・保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

7. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、給付金・保険金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・ご契約の復活などに際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
- ・給付金・保険金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を復活などされたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

8. ご契約が失効している場合

●保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、給付金・保険金などの支払事由が生じても給付金・保険金などをお支払いできません。

※給付金・保険金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

【2】お支払いできない場合などの事例

- 給付金・保険金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】給付金・保険金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

事例1 ガン診断給付金のお支払い

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
ガン診断給付金の支払われる胃がんで入院し、その入院開始日から起算して1年後に大腸がんと診断され入院した場合 ↓ ガン診断給付金のお支払いは2年に1回を限度とするため、ガン診断給付金はお支払いできません。	ガン診断給付金の支払われる胃がんで入院し、その入院開始日から起算して2年を経過した日に大腸がんで入院中の場合 ↓ ガン診断給付金をお支払いした最終の入院開始日から2年を経過しているため、ガン診断給付金をお支払いします
解説	
ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から起算して2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当しても、ガン診断給付金はお支払いできません。	

参照 41 ページ

ガン保険 (07) 第4
条第2項

事例2 ガン入院給付金のお支払い

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
ご契約の自動更新日から6カ月後に脳梗塞で100日間入院した場合 ↓ 入院した直接の原因ががんではないため、ガン入院給付金はお支払いできません。	ご契約の自動更新日から50日目に胃がんと診断確定され30日間入院した場合 ↓ 30日分のガン入院給付金をお支払いします（自動更新後のご契約には90日間の不担保期間はありません）。
解説	
ガン入院給付金の支払われる入院は、ガン責任開始期（復活の場合は最後の復活時）以後に診断確定されたがんを直接の原因とし、その治療を目的とする入院に限ります。がん以外の疾病を直接の原因とした入院はお支払いの対象になりません。ガン手術給付金も同時に、がん以外の疾病を直接の原因とするものはお支払いできません。	

参照 30 ページ

効力を失ったご契約の復活について

自動更新に際して

【1】当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

（例） ・ 保険契約の復活 など

- 当社では、ご契約内容変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取り扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【2】保険証券について

- ご契約を更新されますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【3】告知に関するご注意点について

- 自動更新の際は、更新時の告知は不要です。ただし、復活の際には告知が必要となります。

【4】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

- このご契約は保険期間満了に伴う自動更新契約です。自動更新によるお申込みの場合、クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)のお取扱いはありませんのでご注意ください。

【5】個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱いに努めています。

1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含まれます。
 - ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
- ※当社は医療・健康等の機微(センシティブ)情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2. 医療・健康等の機微(センシティブ)情報のお取り扱い

- 当社はお客様の機微(センシティブ)情報については、各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微(センシティブ)情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報の第三者提供の制限

- 当社は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

- ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。
- ②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めています。）
- ③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合
- ④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）
- ⑤団体（集団）扱にてお払込みの保険契約について、保険料の引き去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）の詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

！ご注意

- 上記の内容は2020年9月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【6】本人特定事項等の確認について

- 当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存

を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【7】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を

行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
- また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ(<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>)をご覧ください。

【8】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【9】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

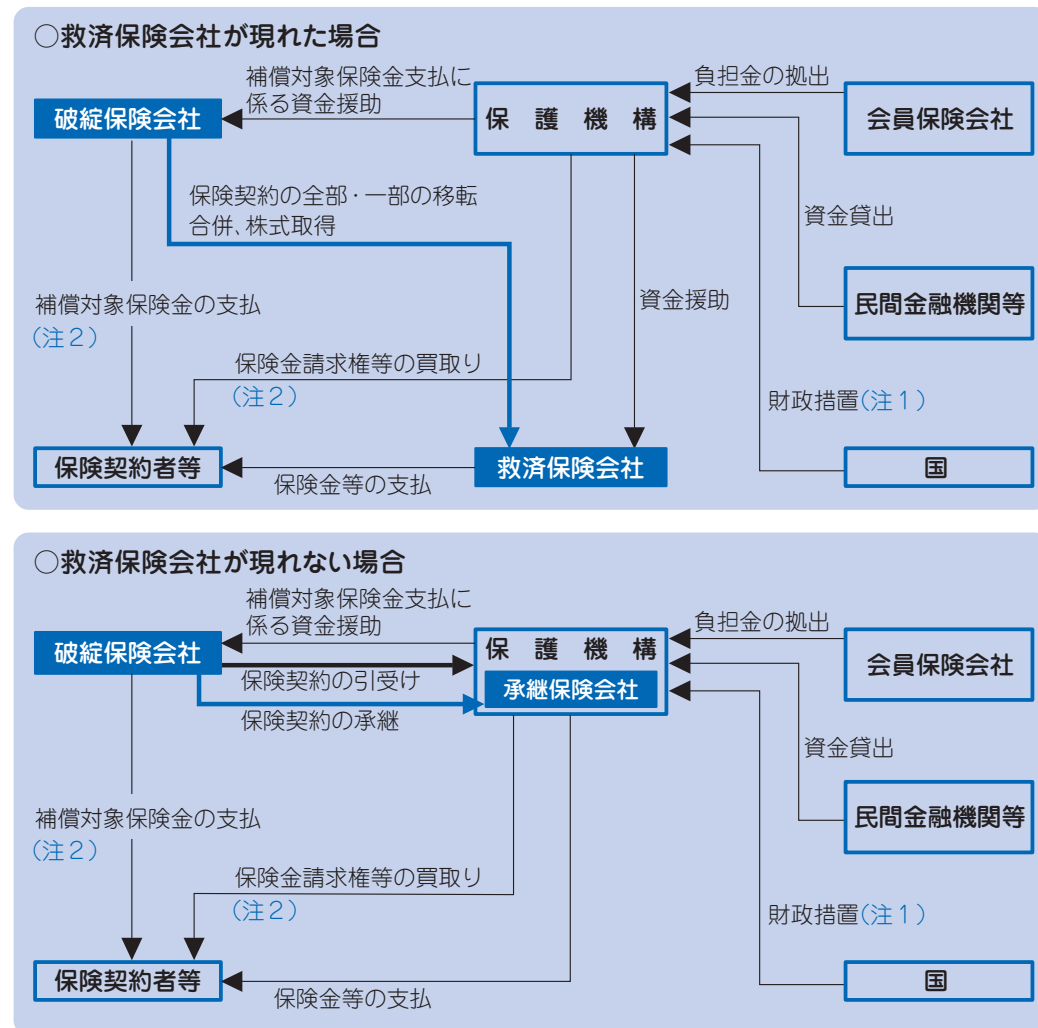
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を

拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図



- (注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中に当社へお支払いください。お支払いにはつぎのような方法があります。

1. 口座振替によるお支払い

- 当社指定の金融機関等の、ご契約者が指定した口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。当社の営業職員またはもよりの支社におたずねください。

※口座振替以外のお払込方法は、特別な場合を除きお取り扱いしておりません。

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月中にお支払いください。払込期月中にご都合のつかない場合は、猶予期間中にお支払いください。**保険料のお支払いがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といいます）。**
- 保険料お支払いの猶予期間はつぎのとおりです。

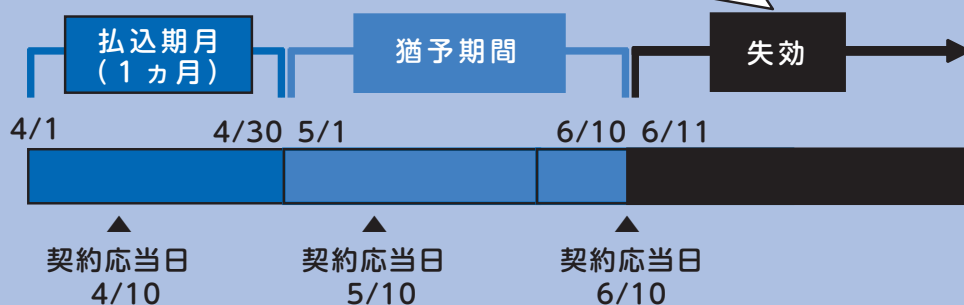
年払のご契約・・・払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日

（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）までです。※

※ただし、払込期月の契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ払込期月の翌々月の4月・8月・1月の各末日までです。

（例）年払契約の場合
（払込期月が4月の保険料）

6/10までに保険料の支払い
込みがなかった場合



【3】効力を失ったご契約の復活について

- 万が一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効してから6ヵ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- この場合には、以下の取扱いとなります。
 - ・あらためて告知をしていただきます。
 - ・その結果、当社が復活を承諾したときは、お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料（延滞保険料）を一括で払い込んでいただきます。当社は延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

【4】契約者配当金について

1. 契約者配当金の計算

- 契約者配当金は毎年決算により生じた利益からご契約者に公平に分配され、ご契約後3年目（ご契約後2年以上経過したのち）からお支払いします。ただし、保険料の払込方法によっては異なる取り扱いを行うことがあります。

2. 契約者配当金の支払方法

- 契約者配当金は、当社所定の利率（契約者配当金積立利率）による利息をつけて積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、ご契約が消滅したときにお支払いします。
なお、この利率は、今後の経済情勢などにより変更されることがあります。

！ご注意

- 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、決算実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこと（0となること）もあります。

【5】受取人・住所などの変更や証券紛失

1. 保険契約者・死亡保険金受取人などの変更

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡保険金受取人などを変更することができます。

ただし、当社に到着前にすでに保険金等を変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は保険金等をお支払いしません。

※死亡保険金受取人などを変更する場合は、当社所定の請求書類などを当社担当職員へ提出いただくかまたは当社まで郵送願います。

- ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人などを変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

！ご注意

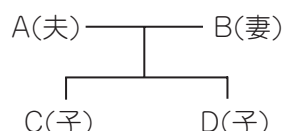
- 死亡給付金等の支払事由発生後の受取人の変更はできません。
- ガン入院給付金等の受取人の変更はできません。
- 遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

お願い

- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。
 - ・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをお願いします。
 - ・死亡保険金受取人が死亡された時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡保険金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

(例)

保険契約者・被保険者 Aさん(夫) 死亡保険金受取人 Bさん(妻)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合



Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡保険金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください（税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください）。

2. 指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

- つぎのような場合には、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・ 転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
 - ・ ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
 - ・ 保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
 - ・ 住所の変更
 - ・ 保険証券の再発行
 - ・ 指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※ 上記のお取扱いは2020年9月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【6】ご解約と解約払戻金について

1. 解約について

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- 一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。
- 当社は現在、ガンアタッカーの新規販売はお取り扱いしておりません。したがって、一旦解約されますと、あらためてご契約いただくことはできません。

解約払戻金の額は更新年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

2. 解約した場合の特約の取扱い

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

3. 解約払戻金の請求について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から保険契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【7】受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている給付金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額(*)を債権者等に支払う(介入する)ことでご契約を継続することができます。
(*)解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

【8】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について

- この保険は契約者貸付は、お取り扱いできません。

税金について

！ ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、2020年9月現在の税制等にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更される場合があります。個別の税務取扱等については、所轄の税務署等にご確認ください。

【1】生命保険料控除について

- 一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間正味払込保険料（＊1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。
（＊1）年間正味払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料から、その年に支払われた契約者配当金を差し引いたものです。（以下同様とします）
- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項 目	内 容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎりします。
対象となる保険料	・年間正味払込保険料の合計額です。

- 「ガン保険(07)」は一般生命保険料控除、「女性特定ガン特約(07)」は介護医療保険料控除が適用されます。
- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

■所得税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

！ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日・更新日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日・更新日が2011年12月31日以前のご契約がある場合など、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】給付金・保険金などの税法上のお取扱い

1. 給付金などの非課税扱い

- ガン診断給付金、ガン入院給付金などは、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。
 - ※指定代理請求人が受取人の代わりに給付金などを受け取った場合も非課税となります。

ご参考

所得税法施行令第30条
所得税基本通達9-21

2. 死亡保険金などの税法上のお取扱い

- ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる死亡保険金などにかかる税金が異なります。

[ガン死亡保険金、死亡給付金などをお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税 (*)
ご契約者と受取人が同一人の場合	 夫	 妻	 夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合	 夫	 妻	 子	贈与税

- (*) ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金(ガン死亡保険金・死亡給付金などを含み、保険契約が複数ある場合は合算します)の受取人が相続人の場合は、死亡保険金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

！ ご注意

- 2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】給付金をお支払いできない場合

給付金の名称	免責事由
死亡給付金	・ 契約日または復活日から2年以内の自殺（*1） ・ 保険契約者の故意 ・ 死亡保険金受取人の故意（*2） ・ 戦争その他の変乱（*3）

（*1）精神の障害などによる自殺について死亡給付金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。

（*2）被保険者を死亡させた受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いし、支払わない部分の責任準備金をご契約者に支払います。

（*3）保険の計算の基礎に及ぼす影響の程度により、お支払いすることがあります。

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

保険料のお払い込みを免除する場合 （払込免除事由）	保険料のお払い込みを免除しない場合 （免責事由）
所定の高度障害状態	・ 保険契約者の故意 ・ 被保険者の故意 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 戦争その他の変乱（*）
不慮の事故による 所定の身体障害状態	・ 保険契約者の故意 ・ 保険契約者の重大な過失 ・ 被保険者の故意 ・ 被保険者の重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*） ・ 戦争その他の変乱（*）

（*）保険の計算の基礎に及ぼす影響の程度により、保険料のお払い込みを免除することがあります。

ガン保険（０７）普通保険約款

2020年4月1日改正

（この保険の趣旨）

この保険は、ガンに罹患した場合の医療保障とご家族の経済的負担の軽減を目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

- (1) ガン診断給付金
被保険者が悪性新生物（ガン）と診断確定され、そのガンにより入院を開始したときにお支払いします。
- (2) ガン入院給付金
被保険者が悪性新生物（ガン）により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。
- (3) ガン手術給付金
被保険者が悪性新生物（ガン）により所定の手術を受けたときにお支払いします。
- (4) ガン退院給付金
被保険者が悪性新生物（ガン）により20日以上継続して入院した後、退院したときにお支払いします。
- (5) ガン死亡保険金
被保険者が悪性新生物（ガン）により死亡したときにお支払いします。
- (6) 死亡給付金
被保険者が悪性新生物（ガン）以外の事由により死亡したときにお支払いします。
- (7) 保険料の払込免除
被保険者が高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

1. 会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第1条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
 - (6) 保険期間
 - (7) ガン診断給付金額、ガン入院給付金日額、ガン死亡保険金額および死亡給付金額ならびにその支払方法
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

（ガン責任開始期）

第2条 前条第1項の規定にかかわらず、ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン退院給付金およびガン死亡保険金の支払ならびに別表1に定める悪性新生物（以下「ガン」といいます。）を原因とする保険料の払込免除については、会社は、契約日から起算して90日を経過した時（以下「ガン責任開始期」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

2. 保険金および給付金の支払

（保険金および給付金の支払）

第3条 この保険契約において支払う保険金および給付金は、つぎのとおりです。

名 称	保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受 取 人
ガン 診 断 給 付 金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院を開始したとき (1) ガン責任開始期（ただし、ガン責任開始期後に復活が行われた場合については、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に罹患し、診断確定されたガンを直接の原因とする入院 (2) ガンの治療を目的とする入院 (3) 別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院（以下「入院」といいます。）	ガン診断給付金額	被 保 険 者
ガン 入 院 給 付 金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) ガン責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンを直接の原因とする入院 (2) ガンの治療を目的とする入院 (3) 別表2に定める病院または診療所における入院	入院1回につき、 ガン入院給付金日額 × 入院日数	
ガン 手 術 給 付 金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (1) ガン責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンの治療を直接の目的とする手術 (2) 別表2に定める病院または診療所において受けた手術 (3) 別表4に定めるいずれかの種類の手術	手術1回につき、 ガン入院給付金日額 × (別表4に定める給付倍率)	
ガン 退 院 給 付 金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する入院をした後、保険期間中に生存して退院したとき (1) ガン入院給付金の支払われる入院 (2) その入院日数が20日以上継続した入院	ガン入院給付金日額 ×10	
ガン 死 亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に、ガン責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンを直接の原因として、死亡したとき	ガン死亡保険金額	死 亡 保 険 金 受 取 人

名 称	支払事由	支払金額	受 取 人	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない 場合（以下「免責事由」といいます。）
死 亡 給 付 金	被保険者が保険期間中に、 ガン以外の事由により死亡 したとき	死亡給付金額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当 したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合について は、最後の復活の際の責任開始期。以下同様 とします。）の属する日から起算して2年以 内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

（保険金および給付金の支払に関する補則）

第4条 被保険者が傷害またはガン以外の疾病の治療を目的とする入院中に、ガンを併発し、そのガンの治療を開始したときは、その日からそのガンの治療を目的として入院を開始したものとみなして取り扱います。

- ② ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または次項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同様とします。）から起算して2年以内に、ガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
- ③ 被保険者が、ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から起算して2年を経過した日にガン入院給付金の支払事由に該当する入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、前条に定めるガン診断給付金の規定を適用します。
- ④ 被保険者の入院中にガン入院給付金日額が減額されたときは、ガン入院給付金の支払金額は、各日現在のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑤ 被保険者の入院中に保険期間が満了したときは、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして、前条に定めるガン入院給付金の規定を適用します。
- ⑥ ガン退院給付金が支払われた場合、その退院日の翌日から起算して180日以内に開始したガン入院給付金の支払事由に該当する入院については、前条の規定にかかわらず、ガン退院給付金の支払事由に該当しても、会社は、ガン退院給付金を支払いません。
- ⑦ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。
- ⑧ 死亡給付金を支払った後において、その死亡がガン死亡保険金の支払事由に該当していたものと判明したときは、ガン死亡保険金を支払います。この場合の支払金額は、前条の規定にかかわらず、ガン死亡保険金額から死亡給付金額を差し引いた金額とします。
- ⑨ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン手術給付金およびガン退院給付金の受取人は保険契約者とします。
- ⑩ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- ⑪ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑫ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑬ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 死亡保険金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑭ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

（保険金等の支払方法の選択）

第5条 保険契約者（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由発生後はその受取人）は、ガン死亡保険金または死亡給付金（ガン死亡保険金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、分割払または据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期

間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により分割払または据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、分割払における第1回支払の際または据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の変更を取り扱いません。
- ⑤ ガン死亡保険金または死亡給付金（ガン死亡保険金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金または給付金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 保険金または給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表8に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン手術給付金またはガン退院給付金（以下本条において「ガン給付金」といいます。）の受取人が被保険者の場合で、被保険者がガン給付金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者が別表8に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得て、被保険者の代理人としてガン給付金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により会社がガン給付金を代理人に支払った場合には、その後重複してそのガン給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 保険金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑥ 保険金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金請求時までにおける事実
- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第5項および前項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑧ 第6項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または第3項に定める代理人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。
- ⑨ 第6項または第7項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金または給付金を請求した者に通知します。
- ⑩ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約のガン死亡保険金または死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、ガン死亡保険金または死亡給付金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 受給者がガン死亡保険金または死亡給付金の請求内容を了知していることが確認できる書類
- (2) 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

- 第7条 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、会社は、第10条第1項に定める保険料期間の到来していない将来の保険料の払込を免除します。
- (1) 保険期間中に、責任開始期以後の傷害またはガン以外の疾病を直接の原因として、別表6に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害またはガン以外の疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかざります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 保険期間中に、ガン責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンを原因として、高度障害状態に該当したとき。この場合、ガン責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、ガン責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガン（ガン責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病と因果関係のないガンにかざります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (3) 責任開始期以後に生じた別表5に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険期間中に、別表7に定めるいずれかの身体障害の状態（以下「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。
- ② 被保険者が責任開始期前の傷害またはガン以外の疾病を直接の原因として、責任開始期以後に前項第1号の規定に定める高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはガン以外の疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害またはガン以外の疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害またはガン以外の疾病（その傷害またはガン以外の疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、第10条第1項に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第10条（保険料の払込）第6項および第23条（ガン入院給付金日額等の減額）の規定は適用しません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

- 第8条 被保険者がつぎの第1号、第3号もしくは第9号のいずれかにより高度障害状態に該当したときまたはつぎの第1号から第9号までのいずれかにより身体障害状態に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 保険契約者または被保険者の重大な過失

- (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (8) 地震、噴火または津波
 - (9) 戦争その他の変乱
- ② 前項第9号の原因により高度障害状態に該当した場合または前項第8号もしくは第9号の原因により身体障害状態に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

（保険料の払込免除の請求）

- 第9条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。
- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表8に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第6条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項から第9項までの規定を準用します。

4. 保険料の払込

（保険料の払込）

第10条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、月払、半年払または年払の払込方法（回数）に応じ、つぎの各期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、それぞれの契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日まで
- (2) 半年払契約の場合
半年単位の契約応当日からその半年後の契約応当日の前日まで
- (3) 年払契約の場合
年単位の契約応当日からその1年後の契約応当日の前日まで
- ② 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、ガン死亡保険金または死亡給付金を支払うときは、保険金または給付金とともにその受取人に払い戻します。
- ③ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第13条（保険料払込の猶予期間）第3項および第4項の規定を準用します。
- ⑥ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

（保険料の払込方法（経路））

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
- (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第13条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料

払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。

- ③ 月払契約において、第1項第2号の方法による場合、第13条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号または第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

5. 保険料の前納

（保険料の前納）

- 第12条 保険契約者は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、会社の定める率で割引します。ただし、月払契約については当月分を含めて6か月分以上払い込むときにかぎり割引します。
- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
 - ③ 保険契約が消滅した場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、ガン死亡保険金または死亡給付金を支払うときは、保険金または給付金とともにその受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第13条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- ② 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応するガン入院給付金があるときは、そのガン入院給付金を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第14条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、第24条第1項の解約払戻金を請求することができます。

7. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第15条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して6か月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、前条の規定により解約払戻金を請求したときは、保険契約を復活することはできません。
- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率に

よる利息を払い込んでください。

- ④ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、前項に定める時が第2条に定めるガン責任開始期前であるときは、ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン退院給付金およびガン死亡保険金の支払ならびにガンを原因とする保険料の払込免除については、会社は、第2条に定めるガン責任開始期から責任を負います。
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

8. 保険契約の取消または無効

（ガン責任開始期前のガン診断確定による無効）

- 第16条 被保険者がガン責任開始期前にガンに罹患し、診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの保険契約を無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 告知の際、被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知の際、被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
 - ③ 本条の適用がある場合には、第19条（告知義務違反による解除）および第21条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
 - ④ この保険契約の責任開始期の属する日から起算して5年以内に、給付金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本条の規定による無効を適用しません。この場合、責任開始期の属する日から起算して5年を経過した後に支払事由が生じたときには、そのガンはガン責任開始期以後に罹患したものとみなします。

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

- 第17条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

- 第18条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第19条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第7条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
 - ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。

- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第24条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第20条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第21条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金の受取人がこの保険契約の給付金（保険金、保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金（保険金を含みます。以下本項および第5項において同様とします。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までは該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第7条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第24条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の第24条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 会社は、支払事由が生じたガン死亡保険金または死亡給付金について第5条（保険金等の支払方法の選択）の規定により据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「ガン死亡保険金または死亡給付金の受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4項中、「第24条第1項の解約払戻金」とあるのは「据え置かれているガン死亡保険金もしくは死亡給付金（ガン死亡保険金もしくは死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払によるガン死亡保険金もしくは死亡給付金の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

10. 解約

（解約）

第22条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、第24条第1項の解約払戻金を請求することができます。

11. 保険契約内容の変更

（ガン入院給付金日額等の減額）

- 第23条 保険契約者は、将来に向かってガン診断給付金額、ガン入院給付金日額、ガン死亡保険金額および死亡給付金額（以下本条において「ガン入院給付金日額等」といいます。）を同じ割合で減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、ガン入院給付金日額等の減額を取り扱いません。
- ② ガン入院給付金日額等の減額をするときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ ガン入院給付金日額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ ガン入院給付金日額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

12. 払戻金

（解約払戻金）

- 第24条 解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項の規定を準用します。

13. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

- 第25条 保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに、保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、保険契約は保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合を除きます。
- (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
- (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
- ② 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、更新前の保険期間と同一とすると前項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で短縮して更新します。
- (2) 前号以外であるとき
保険契約は更新することができません。
- ③ 更新後のガン診断給付金額、ガン入院給付金日額、ガン死亡保険金額および死亡給付金額は、それぞれ更新前のガン診断給付金額、ガン入院給付金日額、ガン死亡保険金額および死亡給付金額と同一とします。ただし、保険契約者から、保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定めるところにより、会社の定める範囲内でガン診断給付金額、ガン入院給付金日額、ガン死亡保険金額および死亡給付金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新前の保険契約の保険料の払込が免除されているときは、更新後の保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
- ⑤ 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合

更新日の属する月の翌月初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

更新日の属する月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

- ⑦ 第10条（保険料の払込）第2項から第4項までならびに第13条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第6項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとしします。
- ⑨ 更新後の保険契約については、会社は、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑩ 保険契約が更新される場合には、つぎのとおり規定を読み替えて適用するものとしします。
 - (1) 第35条（契約者配当金の支払）第1項第1号中「保険契約が消滅したとき」とあるのは「保険契約が消滅したとき（保険契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (2) 第35条（契約者配当金の支払）第2項の規定は「前条第1項第2号の規定により割り当てた契約者配当金は、更新日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約が消滅したとき（保険契約が更新される場合を除きます。）または保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、ガン死亡保険金または死亡給付金を支払うときは、保険金または給付金とともにその受取人に支払います。」と読み替えます。
- ⑪ 保険契約が更新された場合、保険金および給付金の支払ならびに保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ⑫ 更新後の保険契約について第34条（契約者配当金の割当）の規定を適用するときは、「契約日」とあるのは「更新日」と読み替えます。
- ⑬ 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。
- ⑭ 前項の規定により保険契約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がないかぎり、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。
- ⑮ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

14. 保険契約者または死亡保険金受取人の変更

（保険契約者の変更）

第26条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、別表8に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 保険契約者に変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡保険金受取人の変更）

第27条 保険契約者は、ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、死亡保険金受取人にかぎり、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- ② ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン手術給付金およびガン退院給付金の受取人の変更は取り扱いません。
- ③ 第1項の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。
- ④ 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人としします。
- ⑤ 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人としします。
- ⑥ 第4項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等としします。
- ⑦ 死亡保険金受取人の変更をするときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社に提出してください。
- ⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の死亡保険金受取人にガン死亡保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からガン死亡保険金または死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

15. 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

（保険契約者の代表者）

第28条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとしします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯としします。

（死亡保険金受取人の代表者）

第29条 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

16. 保険契約者の住所または集金場所の変更**（保険契約者の住所または集金場所の変更）**

第30条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 被保険者の業務、転居および旅行**（被保険者の業務、転居および旅行）**

第31条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

18. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第32条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

19. 契約者配当金**（契約者配当金の割当）**

第34条 会社は、会社の定める基準により積み立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。

- (1) その事業年度末に契約日から起算して1年をこえている有効な保険契約
- (2) つぎの事業年度中に保険期間が満了する保険契約
- (3) つぎの事業年度中の年単位の契約応当日以後にガン死亡保険金または死亡給付金の支払により消滅する保険契約
- ② 前項のほか、会社は、契約日から所定の年数を経過した後に消滅する保険契約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

（契約者配当金の支払）

第35条 前条第1項第1号の規定により割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。

- (1) 割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれ、かつ、その契約応当日において有効に継続している保険契約については、割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、ガン死亡保険金または死亡給付金を支払うときは、保険金または給付金とともにその受取人に支払います。
- (2) 割当を行ったつぎの事業年度の年単位の契約応当日前に消滅した保険契約については、ガン死亡保険金または死亡給付金を支払うときにかぎり、保険金または給付金とともにその受取人に支払います。

- ② 前条第1項第2号の規定により割り当てた契約者配当金は、保険期間が満了したときに保険契約者に支払います。
- ③ 前条第1項第3号の規定により割り当てた契約者配当金は、ガン死亡保険金または死亡給付金とともにその受取人に支払います。
- ④ 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。
- ⑤ 契約者配当金を請求するときは、保険契約者は、別表8に定める書類を会社に提出してください。
- ⑥ 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項の規定を準用します。

20. 時効

（時効）

第36条 保険金、給付金、解約払戻金、契約者配当金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

21. 契約内容の登録

（契約内容の登録）

第37条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同様とします。）
 - (5) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

22. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

- 第38条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. デビットカードによる保険料等の払込

（デビットカードによる保険料等の払込）

第39条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

24. 他の保険契約から更新する場合の特則

（他の保険契約から更新する場合の特則）

第40条 会社の定める他の保険契約からこの保険契約に更新する場合には、第25条（保険契約の更新）の規定を準用します。

25. 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約から更新する場合の特則

（平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第41条 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約からこの保険契約に更新する場合、更新後の保険契約の被保険者の年齢は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 更新日における被保険者の年齢（以下本条において「更新年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- (2) 更新後の被保険者の年齢は、更新年齢に、更新日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

26. 遺言による死亡保険金受取人の変更

（遺言による死亡保険金受取人の変更）

第42条 第27条（死亡保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、第27条に定める死亡保険金受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の死亡保険金受取人の変更は、第27条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。ただし、ガン死亡保険金については、変更後の受取人が被保険者の相続人である場合を除きます。
- ③ 本条による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、別表8に定める書類を会社に提出してください。

27. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第43条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- (3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと
- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、別表8に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。
- (1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
- (2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
- (3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
- (4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
- ア. 生存を支払事由とする給付金等

- イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等
- (5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等
- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
- ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
- ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
- イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。
- ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
- ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
- ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。
- イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。

28. 年払および半年払の保険契約における取扱

(年払および半年払の保険契約における取扱)

- 第44条 契約日が平成22年3月1日以降の年払および半年払の保険契約について、つぎの事由が生じた場合、保険契約者が払い込んだ保険料期間の経過に応じて、会社の定める方法により、解約払戻金および責任準備金の再計算を行い、未経過月数に相当する金額を保険契約者に支払います。
- (1) 保険契約の解約（ガン入院給付金日額等の減額および保険契約の解除を含みます。）
- (2) 責任準備金を支払うこととなる免責事由の該当
- (3) 保険契約の契約見直し
- ② 前項第3号に該当する場合、未経過月数に相当する金額を、保険契約者への支払にかえて責任準備金に含めることができるものとします。

29. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

(情報端末による保険契約の申込等に関する特則)

- 第45条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

別表1 対象となる悪性新生物

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物（本別表1において上皮内新生物を含み、以下本別表1において「悪性新生物」といいます。）とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類 コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の	
・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CⅠN〕、異型度Ⅲ	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕、異型度Ⅲ	
・膣（D07.2）中の	
・膣上皮内腫瘍〔V AⅠN〕、異型度Ⅲ	
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3

② 上記①において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表1の備考

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表2 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
1. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10倍
2. 悪性新生物根治手術	40
3. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. その他の悪性新生物手術	20

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は(1)によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、(2)の事故は除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、(1) の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、(1) の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

(2) 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表6 保険料の払込免除の対象となる高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表7 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態

- (1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (2) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 10足指を失ったもの
- (7) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

別表6および別表7の備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 請求書類

(1) 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. ガン診断給付金、ガン入院給付金 またはガン退院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2. ガン手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、ガン手術給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) ガン手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3. ガン死亡保険金または死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
4. 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（身体障害状態に該当した場合にかぎります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類	
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券	
2. ガン診断給付金額、ガン入院給付金日額、ガン死亡保険金額および死亡給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
3. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券	
4. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
5. 死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
	遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
6. 契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
7. 給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを確認できる書類	

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのため入院している場合のことをいいます。

2. 治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、例えば、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

女性特定ガン特約（07）

平成26年7月1日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、女性を被保険者とするガン保険に付加し、女性特定ガンに対する保障を充実することを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）女性特定ガン診断給付金

被保険者が女性特定ガンと診断確定され、そのガンにより入院を開始したときにお支払いします。

（2）女性特定ガン入院給付金

被保険者が女性特定ガンにより入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（3）女性特定ガン手術給付金

被保険者が女性特定ガンにより所定の手術を受けたときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、ガン保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（ガン責任開始期）

第2条 前条第3項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払および主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表1に定める悪性新生物（以下「ガン」といいます。）を原因とする保険料の払込免除については、主契約の責任開始期（前条第2項の規定による場合には、主契約の更新時）から起算して90日を経過した時（以下「ガン責任開始期」といいます。）からこの特約上の責任を負います。

（給付金の支払）

第3条 この特約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 金 額	受 取 人
女 性 特 定 ガ ン 診 断 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院を開始したとき (1) この特約のガン責任開始期（ただし、この特約のガン責任開始期後に復活が行われた場合については、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に罹患し、診断確定された別表1に定める女性特定ガン（以下「女性特定ガン」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) 女性特定ガンの治療を目的とする入院 (3) 主約款別表2に定める病院または診療所における主約款別表3に定める入院（以下「入院」といいます。）	主契約のガン診断給付金額 （以下「ガン診断給付金額」といいます。）と同額	被 保 険 者
女 性 特 定 ガ ン 入 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約のガン責任開始期以後に罹患し、診断確定された女性特定ガンを直接の原因とする入院 (2) 女性特定ガンの治療を目的とする入院 (3) 主約款別表2に定める病院または診療所における入院	入院1回につき、 主契約のガン入院給付金日額（以下「ガン入院給付金日額」といいます。） × 入院日数	
女 性 特 定 ガ ン 手 術 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (1) この特約のガン責任開始期以後に罹患し、診断確定された女性特定ガンの治療を直接の目的とする手術 (2) 主約款別表2に定める病院または診療所において受けた手術 (3) 主約款別表4に定めるいずれかの種類の手術	手術1回につき、 ガン入院給付金日額 × （主約款別表4に定める給付倍率）	

（給付金の支払に関する補則）

第4条 被保険者が傷害または女性特定ガン以外の疾病の治療を目的とする入院中に、女性特定ガンを併発し、その女性特定ガンの治療を開始したときは、その日からその女性特定ガンの治療を目的として入院を開始したものとみなして取り扱います。

- ② 女性特定ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または次項の規定により女性特定ガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同様とします。）から起算して2年以内に、女性特定ガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらず、会社は、女性特定ガン診断給付金を支払いません。
- ③ 被保険者が、女性特定ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から起算して2年を経過した日に女性特定ガン入院給付金の支払事由に該当する入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、前条に定める女性特定ガン診断給付金の規定を適用します。
- ④ 被保険者の入院中にガン入院給付金日額が減額されたときは、女性特定ガン入院給付金の支払金額は、各日現在のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑤ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したときは、この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条に定める女性特定ガン入院給付金の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。

- ⑦ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者とします。

(給付金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 この特約による給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表2に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者が別表2に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得て、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。
- (1) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により会社が給付金を代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑥ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主約款第21条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第5項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑧ 第6項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または第3項に定める代理人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑨ 第6項または第7項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

(特約保険料の払込免除)

第6条 第11条（ガン責任開始期前のガン診断確定による特約の無効）による場合を除き、会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、その払込方法（回数）を主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、かつ、この特約の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第8条 保険料の払込期月中または主約款第13条に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する女性特定ガン入院給付金があるときは、その女性特定ガン入院給付金を支払います。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第17条の解約払戻金を請求することができます。

（特約の復活）

第10条 主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（ガン責任開始期前のガン診断確定による特約の無効）

第11条 被保険者がこの特約のガン責任開始期前に、ガンと診断確定されていた場合については、主約款第16条（ガン責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主約款第21条（重大事由による解除）の規定を準用します。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第17条の解約払戻金を請求することができます。

- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（ガン診断給付金額およびガン入院給付金日額の減額）

第15条 ガン診断給付金額およびガン入院給付金日額が減額されたときは、この特約についても同時に同じ割合だけ減額されたものとし、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の消滅）

第16条 主契約が解約その他の事由により消滅したときは、この特約は消滅します。

- ② 前項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第17条の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。

（特約の解約払戻金）

第17条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

(特約の更新)

第18条 この特約の保険期間が満了し、主契約が更新されるときは、主契約とともにこの特約も更新されます。

- ② この特約が更新された場合、給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ③ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第2項の規定を準用します。
- ⑤ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第25条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑥ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

(契約者配当金)

第19条 この特約の契約者配当金については、主約款第34条（契約者配当金の割当）および第35条（契約者配当金の支払）の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。

(契約内容の登録)

第20条 この特約の契約内容の登録については、主約款第37条（契約内容の登録）の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第38条（管轄裁判所）の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

(他の特約をこの特約に変更して更新する場合の特則)

第23条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第18条（特約の更新）の規定を準用します。

(平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則)

第24条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

(受取人の変更)

第25条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

(年払および半年払の保険契約における取扱)

第26条 契約日が平成22年3月1日以降の主契約に付加する年払および半年払のこの特約について、主約款に定める年払および半年払の保険契約における取扱の規定を準用します。

別表1 対象となる女性特定ガン

(1) 女性特定ガン

対象となる女性特定ガンとは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の女性特定ガンに相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
○乳房の悪性新生物	C50
○外陰（部）の悪性新生物	C51
○膣の悪性新生物	C52
○子宮頸（部）の悪性新生物	C53
○子宮体部の悪性新生物	C54
○子宮の悪性新生物，部位不明	C55
○卵巣の悪性新生物	C56
○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C57
○胎盤の悪性新生物	C58
○上皮内新生物（D00～D09）中の	
・乳房の上皮内癌	D05
・子宮頸（部）の上皮内癌（ただし、子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CⅠN〕，異型度Ⅲのうち、高度異形成に分類されるものは除外します。）	D06
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
・子宮内膜	D07.0
・外陰部（ただし、外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕，異型度Ⅲのうち、高度異形成に分類されるものは除外します。）	D07.1
・膣（ただし、膣上皮内腫瘍〔V AⅠN〕，異型度Ⅲのうち、高度異形成に分類されるものは除外します。）	D07.2
・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3

(2) 前号において、「女性特定ガン」の対象となる「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を示す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表1の備考

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表2 請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 女性特定ガン診断給付金または女性特定ガン入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2. 女性特定ガン手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、女性特定ガン手術給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 女性特定ガン手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注）1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのため入院している場合のことをいいます。

2. 治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、例えば、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

指定代理請求特約

2020年4月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）
 - ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金
 - イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金
 - ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金
 - (2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎりします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族
 - (2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者
 - (3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - (4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - (2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- ② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- (1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - (2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - (3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - (4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
- ⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定のほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

特約

指定代理請求特約

- (1) 告知義務違反による解除
- (2) 重大事由による解除

(特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人として扱います。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）第3項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

保険料口座振替取扱特約

2020年4月1日改正

特約

保険料口座振替取扱特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

(保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

- ② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

(繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

- (1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。
- (2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- (3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- ② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。
- ② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。
- ③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

- ② 第4条（繰返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
- ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
- (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき
- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めの日」とあるのは「会社の定めの日」と読み替えます。
 - (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。
- (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。
- (3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

- 第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
- (1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- ② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。
- ③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

- 第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

- 第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (4) 第8条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (5) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (6) 無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約、無配当生活介護保障保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱いにより払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。

(契約日の特則)

第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおり取り扱うことができますものとします。

- (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

全国支社一覧

(2020年9月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9- 右 10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1- 1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3- 1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5- 4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5- 2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7- 2- 3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2- 6- 3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町 12- 2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25- 1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3- 9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3- 1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町 16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2- 8-15	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5- 1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2- 2-31 カーニープレイス山形	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2- 4 ビーンズ新庄ビル	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
*牛久	300-1234	牛久市中央4-24- 2 アルシェビル	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1- 2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
*小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町 57- 1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42- 5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町 18- 1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3- 4- 9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5- 3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町 26- 4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2- 8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19- 6 越谷ビル	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10- 5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11- 4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0091	松戸市本町1-5 MKビル	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29- 7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
*蒲田	144-0052	大田区蒲田5-24- 2 損保ジャパン日本興亜蒲田ビル	03-5480-4035
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
藤が丘	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2- 9- 2	045-971-6901
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2- 50 - 14 コプレ二俣川オフィス	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
*小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0902	金沢市尾張町2- 8-23	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
*富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鷺の森1- 1-18	059-351-1065
*津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都西	615-8073	京都市西京区桂野里町 41-73	075-392-3992
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16- 1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイクビル	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2- 8- 3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 松江大同生命ビル	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
*那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟	098-941-3313

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。
 - ※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種手続きに必要なものです。大切に保管してください。

お願い

この冊子は、ご契約の自動更新にともなう大切なことがらを記載したものです。
内容を十分ご確認くださいませようをお願いいたします。

特に、

1. 自動更新について
2. 給付金・保険金などのお支払いについて
3. 保険料のお払い込みの免除について
4. 給付金などをお支払いできない場合について
5. クーリング・オフ制度について
6. 保険料の払込方法について
7. 払込猶予期間とご契約の効力について
8. 効力を失ったご契約の復活について
9. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、
わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

お客様サービスセンター



0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、当社ホームページをご覧ください。

● 「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

 **太陽生命保険株式会社**

ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>
(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
(表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。)